

一般社団法人日本障害者カヌー協会
強化スタッフ選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下「本協会」という。）の強化事業において選手の強化及びスタッフの育成を行い、パラカヌーの競技活動の発展に重たる役割をもつ候補者の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(強化スタッフの資格)

第2条

1. 本協会の強化スタッフは、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 協会に適用される法令に定められる会員の欠格事由に該当しないこと。
 - (2) スポーツ、パラスポーツ、障害福祉、又はカヌー強化活動の専門分野一つ以上において、専門的な知識や経験を有していること。
 - (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
 - (4) 遵法精神に富んでいること。
 - (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与する意思および資質を有すること。
 - (6) 本協会の活動に対する活動時間を確保できること。
 - (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと。
 - (8) 競技関係スタッフとして競技関係スタッフ選考委員会において選出され、理事会で任命されたものの。

(強化スタッフ選考委員会)

第3条

1. 理事会は、強化スタッフの改選を行う理事会の相当期間前に、本協会の強化スタッフ候補者およびその選考のため、強化スタッフ選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会の構成員は理事会が決定する。
3. 委員会に、次の委員を置く。
 - ① 委員長 1名
 - ② 委員 3名以上5名以下
4. 委員は、理事、強化責任者、アスリート委員会委員長、事務局、有識者のうちから、代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
5. 委員長は、委員の互選で決定する。

(委員会の開催)

第4条

1. 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
2. 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
3. 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
4. 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

(強化スタッフ候補者の推薦)

第5条

1. 強化スタッフ候補者となるためには推薦を必要とする。
2. 強化スタッフの推薦については、強化対象選手による推薦 ただし選手 1 名につき 1 名の推薦に限る。
3. 強化責任者または理事による推薦

(強化スタッフ候補者の決定)

第6条

1. 委員会は、前条に基づき推薦された被推薦者から、強化活動の中心的役割に必要とされる人数を選出する。この場合において、委員会は、強化スタッフの被推薦者について、次の人員構成となるように努めるものとする。
 - ① 女性スタッフの割合を 30%以上とする。
 - ② 経験年数や実績を中心に選出せず、スタッフの育成を重視し、新任スタッフの割合を 25%以上とする。
2. 委員会は、前項により選出された被推薦者から強化スタッフ候補者を選考し、強化スタッフ候補者名簿を作成し、理事会に答申する。ただし、前項により選出された被推薦者の人員が、強化活動において不足すると判断されたときは、委員会は、定員に満つるまで、不足する人員を選考するものとする。
3. 期中に欠員がでた場合による強化スタッフ候補者の選考については、本規程によることを要しないものとする。

(強化スタッフの決定)

第7条

1. 前条 2 項の答申を受けた理事会は、委員会の答申を尊重して、審議をおこない、強化スタッフを決定する。

(本規程の変更)

- 第8条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

付 則

この規程は、2022年2月2日から施行する。